

日本スポーツ法学会 会報

第 21 号

発行人 小笠原 正

編集人 望月 浩一郎

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地

二六六一三〇一

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二一五四〇一―〇九二

FAX 〇四二一五四〇一―〇八九

第一〇回 大会報告

日本スポーツ法学会第一〇回大会は、二〇〇二年一月一四日(土)早稲田大学国際会議場で「スポーツ法と文化―スポーツ女性」の全体テーマで開催された。午前は、自由研究、理事会、総会が開催され、総会では会費の値上げなどが討議され、値上げが承認された。経緯については本会報会長コメントを参照。

午後は、本学会初代会長千葉正士名誉理事の「日本のスポーツ法学―〇年を振り返って」、韓国スポーツ法学会会長延基榮氏の「韓国スポーツ法の現状」の二つの基調講演が行われた。基調講演の内容については本会報別掲を参照されたい。

基調講演に引き続き全体テーマ

「スポーツ法と文化―スポーツ女性」のシンポジウムが山田二郎、森川貞夫両会員の司会の下で行われた。報告は白井久明氏(弁護士)「スポーツにおけるセクシャルハラスメント」、來田亨子氏(愛知学泉大学)「女性のスポーツへの参加 歴史と現状」、井上洋一氏(奈良女子大学)「アメリカ女性スポーツの平等機会とタイトルナイン」、寒川恒夫氏(早稲田大学)「伝統と女性差別」が行った。

白井久明会員は、セクハラ の定義や、スポーツ界における問題、陸連がまとめたガイドラインなどについて報告された。そして、スポーツ界の、

体質そのものが変わらなければ、セクハラはなくならないだろう、という考えを示された。

來田亨子氏は、競技会への女性の参加に関して歴史的な視点から考察された。そして、男女のスポーツ参加の機会均等の面では、一定の成果がみられるが、組織・資源配分等における男性支配構造はあまり変わっておらず、今後の課題であると指摘された。

井上洋一会員は、アメリカにおける女性スポーツの歴史的動向、「Title IX」の影響や今日までの展開等について報告された。「Title IX」の影響は、特に競技スポーツに大きく、高等学校の女子対校競技者数が制定前後五年間で約七倍になり、大学選手も増加したことなどが紹介された。

寒川恒夫会員は、特に宗教上の男

性観、女性観を中心に検討された。ユダヤ教の旧約聖書の中に男をたてる教えがあり、同様のことは、イスラム教、仏教にもみられると解説された。そして、キリスト教では解釈の見直しが行われているが、仏教でも行われれば、日本でも影響が出てくるのではないかという見解を示された。

討論では、陸連のガイドラインの評価や、指導者像、指導者・選手の意識の問題、組織の体質などについて活発な議論が交わされた。

自由研究発表では諏訪伸夫、佐藤千春両会員による司会の下、以下の四題の発表が行われた。

齋藤健司会員(神戸大学)は、「フランスにおけるスポーツ調停制度の展開」について、第九回大会発表を継続発展させ、実際にフランスでスポーツ調停制度がどのような展開をされてきたかについて報告した。特に、フランスではスポーツ紛争処理が裁判所主導のスポーツ仲介または調停、スポーツ組織の内部規則に基づく調停機関による調停、スポーツ仲裁判所による調停、一九八四年法による強制調停の制度的構造が形成されていることを紹介したあと、スポーツ調停の具体的事例を上げ、スポーツ調停の特殊性、有効性及び課題に

ついで報告した。

森浩寿会員（日本大学）は、「オーストラリアスポーツにおける団体の法人制度の展開」について、同国のスポーツ競技団体の多くが保証有限会社、あるいは各州社団法人法に基づいた非営利社団法人の形式を採用していることを紹介した。それによると各州の非営利社団法人法の特徴として日本のNPO法で規定される定款（一一条）にはない内部紛争処理制度が整備されており、しかも非営利・公益段階公益団体に免税措置が採られ、収益事業解釈も広くなされる結果、オーストラリアオリンピック委員会は、国の補助金に全面的に頼ることなく、ライセンス事業やスポンサーシップなどを通じた資金調達ができていることを紹介した。

森克己会員（鹿屋体育大学）は、「イギリスにおけるドーピングの法的規制に関する一考察」について、イギリススポーツ法学研究の代表的なジョン・オーラーリーの論稿「The Legal Regulation of Doping」を基に報告を行った。それによると家父長的主義的法学の見地から、ドーピングだけが禁止されるべきだとする考え方は正当化できない、パフォーマンスを高める薬物の摂取は統制団体

の契約違反であり「詐欺」にあたる、現行の統制団体によるドーピング規定には、厳格責任規定など近代法の原則と相容れない内容の規定が置かれており、また、禁止リスト方式によるドーピングの防止には限界がある、ドーピングの解決策として、調和、犯罪化、緩和が考えられるが、最も有益なのは緩和である、というものであった。

平井千貴会員（総合スポーツ研究所）は、「事故予防かの側面からみたアスレティックトレーナー」について、教育制度・国家資格ともに確立しているアメリカのアスレティックトレーナー制度とその業務及び日本の現状について報告した。アメリカのアスレティックトレーナーはスポーツ傷害の予防、認知・評価を行い、傷害に対する救急・応急措置、リハビリ、リコンディショニングを担うものであり、その組織作りと管理、専門職としての責務が課せられている。しかも、これらはすべて事故予防と早期回復に関係することであるとした上で日本のスポーツ事故でアスレティックトレーナーがいれば防げた事故事例を紹介し、日本においても早急にアスレティックトレーナー制度の整備を提言した。

基調講演報告

今年度は日本スポーツ法学会設立一〇周年を記念する年にあたり、基調講演をお二方の先生からいただいた。最初に、学会創設に尽力された初代会長の千葉正士先生から「日本のスポーツ法学一〇年を振り返って」、そして本学会でも初めてのことになるが海外からの招聘教授、韓国スポーツ法学会会長の延基榮先生から「韓国スポーツ法の現状と課題」を、ご講演いただいた。

千葉先生は、国家法から規制されながら固有の法を堅持しようとする部族法などに関心を抱いて研究をされてきて、その延長上にスポーツ法の課題を位置づけて考えてこられた。そのような視点から日本スポーツ法学会の一〇年を振り返ると、スポーツ事故の問題、国民のスポーツ権、諸外国のスポーツ法の研究分野において研究の発展が見られたものの、未だ他の法学分野と明確に区別する特徴を形成できていないのではないかと問題提起をされた。スポーツ法学研究をより発展させていくためには、新たな研究手法の開発、そして学際的研究をさらに進めてい

くことが重要である。それによりスポーツ固有法やスポーツ法の文化性やスポーツ文化の研究が発展するものである。個別法が一般法を凌駕するのであれば、まさにスポーツ法学の独自性とは、スポーツ法解釈学の新軸を発見し、実現していくことこそが求められている、と語られた。

また、延先生は、今日韓国社会においても、スポーツが単なる趣味や余暇娯楽を越えて、重要な課題として認識されるようになっており、スポーツと法の問題が深刻になってきている状況を説明された。スポーツと法の問題は、スポーツ基本権の憲法的保障、スポーツ産業の隆盛によるスポーツエージェント契約における法的問題、スポーツ事故の法的責任などが、重要な問題として急速に浮上してきていることを窺わせた。その中でもとくに、国民一人一人のスポーツ基本権を憲法的に保障しようとすることは、国民が豊かな文化生活に生きるために不可欠であるという認識による政策の展開は、急務の課題と位置づけられていた。韓国の憲法においても、明文上、スポー

基本権を保障する規定は存在しないことから、今後は明確に規定していく必要がある。そして具体的に国民のスポーツ権を保障していくためには、市町村人口の割合に応じたスポーツ施設設置の義務づけ、学校教育における体育の軽視（選択制）を受けて学校におけるスポーツ振興の重要性など、我が国同様の問題を指摘された。

そして最後に延先生は、アジア地域におけるスポーツ交流はこれまで、またこれからも頻繁に行われていくであろうことが予測され、そのことを踏まえれば、スポーツ産業の分野はもとより、スポーツ法学分野での交流や協力が重要になってくると語られた。そして「アジアスポーツ法学会」設立の必要性を説かれて締めくくられた。

お二方ともに、スポーツ法学研究の新たな展開を強く望んでおり、その熱い思いが深く伝わる講演であった。会員の一人として、研究への意欲が掻き立てられる思いであったことを最後に記しておきたい。

(小林 真理)

孫京漢先生が「問答スポーツ法」(「スポーツ法律相談」のハンゲル版訳書)を出版され、学会に寄贈してくださいました。

スポーツ仲裁国際理事会

来阪記念シンポジウム参加報告

二〇〇二年一月二日(火)、大阪国際会議場で、スポーツ仲裁国際理事会(ICAS) 来阪記念シンポジウム「スポーツ紛争と仲裁」が開催された。

来賓の挨拶に続いて、小田滋ICAS理事(国際司法裁判所判事)とケバ・ムバイエICAS理事長(セネガル最高裁名誉長官)による基調講演が行われた。

まず小田氏は、「スポーツ仲裁—その成立と仲裁」と題して、仲裁のメリットやCASの設立から今日までの発展、日本における仲裁の可能性などについて論じられた。

次にムバイエ氏は、「オリンピッククムープメントとスポーツ仲裁」と題して、オリンピック・ムーブメントや紛争解決策としての仲裁の意義、CAS設立の経緯および発展、CAS仲裁とオリンピック憲章やアンチ・ドーピング憲章との関係、CASによる仲裁制度等について講演された。

休憩を挿み、小寺彰CAS仲裁人(東京大)をコーディネーターにパ

ネルディスカッションが開かれた。パネラーは、ラーナンダン・S・パタクICAS理事、マシュー・リーブICAS事務局長、黒田善雄JADA会長、田中ウルヴェ京JOCアスリート委員、本学会会員でもある道垣内正人東京大学教授であった。

パタク氏は、「オリンピック大会におけるスポーツ紛争」と題して、オリンピック開催時のCASの活動について、二四時間以内に裁定を出すことや、提訴は無料であることなどが紹介された。また、これまでに提訴された事例を挙げ、採決の迅速さ、公正さをアピールされた。

リーブ氏は、CASおよびICASの事務局長という立場から、CASの設立目的、各スポーツ団体との関係、CAS・ICASの役割、CASの司法管轄、手続きのステップ、これまでの活動などについて紹介された。また、国際サッカー連盟と現在協議中であることも紹介された。

黒田氏は、「世界におけるドーピングの現況とCASの活動」と題して、世界のアンチ・ドーピング活動

について、現在Wカ所の公認検査所では約15万件のサンプルが扱われていることや、違反物質の割合、サプリメントの問題などを述べられた。また、プロマントンやマリファナの例を挙げ、IOC医事委員会の対応やCASの裁定が紹介された。

田中氏は、選手の立場からドーピング問題やスポーツ仲裁について話された。文化的な風土の影響か、これまで、日本では選手が権利を主張するのが難しいが、しかし、制度としてあれば安心であると述べられた。

道垣内氏は、日本で準備が進められているスポーツ仲裁機構(二〇〇三年四月発足予定)について紹介された。日本でもアンチ・ドーピング機構が活動を始めるため、その紛争解決手段が必要となり、設立の準備が始められたことや紛争解決に関するルール作りの必要性などについて論じられた。また、スポーツ仲裁機構が信頼されるためにも、最初のケースが重要になるという見解を示された。

その後討論に入り、プロスポーツとCASの関係、プロスポーツをめぐる諸問題、スイス裁判所への上訴の問題、日本スポーツ仲裁機構の活

次回理事会は、平成一五年四月二日(土)午後一時～スポーツマンクラブにて。

二〇〇三年 第二回

日時：平成一五年四月二日

場所：日本体育協会スポーツマンクラブ

出席理事：小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、濱野吉生、浦川道太郎、萩原金美、森川貞夫、入澤事務局長、小林事務局長、中村事務局長、森事務局長、中田HP担当。

委任状出席：井上洋一、奥島孝康、佐藤千春、諏訪伸夫、湯浅道男

議題

(一) 第一回理事会審議事項の確認の後、第一〇回大会で行われた会計報告の訂正報告が行われたこと。詳細は別記参照(七頁)。なお、会費値上げについて第一〇回大会時に会長挨拶の中で報告されたが、詳細を本会報で掲載することとした。

(二) 年間活動予定の検討

ADR研究専門委員会、事故判例研究専門委員会から今年度の活動

予定報告がされた。事故判例研究専門委員会は、日本教育法学会学校事故問題研究特別委員会とテーマにより合同開催もあることが報告され、了承された。

(三) 二〇〇三年度夏季合同研究会について
本会報六頁告知の通り開催をすることになった。

(四) 第一回大会について

日時：二〇〇三年一月二〇日(土)
場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：生涯スポーツをめぐる諸問題―法と政策―

なお、基調講演、シンポジウム、自由研究について事務局から提案

があり、講演者等についての詳細は事務局が依頼し決定次第会報で報告することが了承された。

(五) ホームページについて

担当の中田会員から更新回数や紹介内容について問題定義がされた。スポーツ関係文献や会員の出版物の紹介等も入れていくと効果的等々の意見が出されたが引き続き、会報の発行を受けて、ホームページに掲載していくことが了承された。

(六) 新入会員の件

新入会員として福永昭博(五七期)

司法修習生)、和久博至(学習塾経営)、國木孝治(広島国際大学)、三吉哲朗(税理士)、菅原秀紀(東亜大学大学院)、高杉将和(東亜大学大学院)、石井富可志(東亜大学大学院)、南昌秀(金沢社会保険病院医師)、田中健志(東

二〇〇三年度 夏期合同研究会のお知らせ

後記のとおり二〇〇三年度夏期合同研究会を開催致します。会員の皆様のご参加をお待ちしております。

要綱

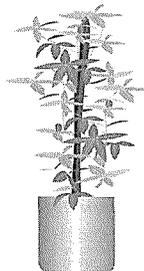
記

日時：二〇〇三年七月二六日(土) 一三時～一五時三〇分
場所：(財)日本体育協会理事幹事会室(岸記念体育館2F東京都渋谷区神南一―一)

テーマ：スポーツ仲裁とドーピング
提言者：木村真知子氏(奈良教育大学)

演題「ドーピング問題を生み出した近代スポーツの矛盾」

東亜大学大学院) 滝本昌宜(東亜大学大学院) 各氏の入会が承認された。会員数二七六名となる。



小寺彰氏(東京大学大学院総合文化研究科・教養学部)
演題「ドーピングに関する仲裁判断」

福林徹氏(東京大学大学院総合文化研究科・教養学部)
演題「国体におけるドーピングテスト」

なお、木村先生の訳書として「ドーピングの社会学―近代競技スポーツの臨界点」Karl・Heinrich Bette(原著)、Uwe Schimank(原著)、木村真知子(翻訳)不味堂出版：ISBN: 4829304057；(2001/06) があります。

学会費値上げに関して

(二〇〇三年三月二六日)

会長 小笠原 正

会員の皆様には新年度を迎え、清新な日々をお送りのことと思

展に寄与しなければならぬ事を意味しています。

ます。すでにご案内の通り、本学会は一九九二年一月十九日創設以来、昨年の一二月一四日早稲田大学国際会議場で開催しました大会を持ちまして、第一〇回を記念することができました。いわば独り立ちする青年期を迎えたと言う事ができます。この間、日本学術会議の資格審査の上、日本学術会議構成学会となることができました。科学者コミュニティの中核的役割を担う日本学術会議に参加することは、日本学術会議の使命・目的である、(1)政策決定への科学的助言、(2)産業や社会への科学的知見への提供、(3)世界の科学技術の進歩への貢献、(4)新しい科学への提唱、を、日本スポーツ法学会が積極的に受け止め、アカデミナ場を通じて、スポーツ法学の研究を養成し、スポーツ法学の発

先の大会で、学会費の値上げを提案しましたのは、このような背景を持つ学会として自立して行くために、必要なものでした。とりわけ学会の『年報』を発行することとは、日本学術会議に参加する要件であるとともに、研究者にとつての業績を確保し、スポーツ法学の研究成果を学界に問うものであります。そのために、日常の学会運営活動費として三〇〇〇円、年報発行購読費として四〇〇〇円、計七〇〇〇円としたわけです。

幸いにも大会において参加者全員の賛成を得、これを案施することとなりました。学会執行部として細心の注意をはらいたいとおもいます。今後とも学会発展のため忌憚らないご指導とご鞭撻を下さいますれば幸いです。

会費納入及び

年報の発送について

学会費について

一、学会費の改訂について

二〇〇二年一二月に開催された前回一〇回大会において、二〇〇三年度会計年度(二〇〇二年一月一日～二〇〇三年九月三〇日)からスポーツ法学会会費が年三〇〇〇円(年報費含まず)から一一般会費七〇〇〇円(年報費込み)

・大学院生会費三〇〇〇円(年報費込み)に改訂されました。

なお、司法修習生については、二〇〇三年四月一二日理事会において大学院生に準ずる扱いとすることを申し合わせております。

改訂の理由は、二〇〇三年三月二六日付「学会費値上げ」についての会長の説明のとおりです。(詳細別記)

二 学会費納入手続について

・一般会員(大学院生以外)について

同封の振込用紙にて二〇〇三年度年会費七〇〇〇円を納入をお願いします。

・大学院生会員について

同封の振込用紙にて二〇〇三年度年会費三〇〇〇円を納入をお願いします。通信欄の大学院生欄にチェックをお願いします。

三 学会費未納の場合の取り扱いについて

学会費滞納者に対する取り扱いについては、二〇〇三年四月一二日理事会において、学会費納入の催告にもかかわらず、三年を超えて学会費が未納となつている場合には退会したものとみなした取り扱いと致します。

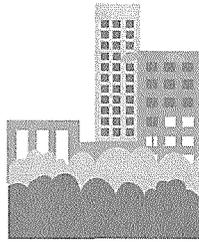
四 領収書について

郵便局で学会費を納入した際に

引き替えに受け取る「払込金受領証」は保管頂きますようお願い申し上げます。

五 請求の基準日について

会員への学会費納入についての請求は、二〇〇三年二月末日現在の資料を基にしております。したがって、行き違いからずにお支払いの会費を再度請求することになってしまふ場合もございませぬので、その折りは事務局まで一報ください。



連絡先不明者

川地政夫・杉山重利・西中蘭浩・前田直樹・松本隆文・藤掛伸之・永石啓高・渡部寿恵子
連絡先をご存知の方は、事務局までご連絡下さい。

年報の発送について

一 上記のとおり学会費が値上げになったこととともない、年報一〇号は、学会費の納入を完了いただいた会員へ発送させて頂きます。年報一〇号の発行予定は、二〇〇三年一月中旬を予定しております。年報発行は会計年度終了後という関係になりますので御留意ください。

二 二〇〇三年一二月二〇日(土)

に開催予定の第一一回大会までに、二〇〇三年度年会費を納入された会員には次のいずれかの方法で年報をお渡しします。

・第一一回大会参加時に手渡しにてお渡しします。

・第一一回大会に参加されなかつた方については、一月中旬に郵送にて発送致します。

三 年報の発送手続は次の通りとなっております。

(1) 各会員が所定の「振込取扱票」

を利用して、郵便局で会費を納入する。銀行振込で支払いを希望される方は次の銀行口座に送金され、所定の「送金連絡書」をもつて送金した旨の連絡をする。

銀行名 東京三菱銀行 立川支店

口座番号 普通口座 N.02012255

口座名 日本スポーツ法学会

(2) 郵便振替の場合、約1週間郵便局から学会事務局に振込の通知が届く。

(3) 月に二度ほどまとめて処理し、発売元のトスエンタープライズに発送の依頼をする。

(4) 依頼後三〜四日程度でトスエンタープライズから年報が発送される。

このように、会費納入から実際に年報が届くまでには、多少の時間がかかります。あらかじめご了承ください。

年報のバックナンバーについて

一 年報のバックナンバーについては、日本スポーツ法学会として販売できるものと早稲田大学出版会が販売をしているものと二種類あります。

二 ついては、バックナンバーについては各号ごとに次のとおりお申し込みください。

新編 毎日刊行 ¥3,150 (税込) スポーツ事故判例集
ケーススタディ 改訂第4版
スポーツアクシデント
元 東京女子体育大学名誉教授 著者 伊藤 堯 編著
(元 日本スポーツ法学会理事)
体育授業中の水泳スタート練習中での事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。
ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014港区芝2-27-8-1F 体育施設出版 販売部
FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiiku.co.jp
お問合せは ☎03-3457-7122
記入事項 (書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

2003 スポーツ六法 伊藤 堯・山田良樹 編
新訂版 B6版 本体 2857円
基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録!
体育・スポーツ事故判例、保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!
第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
資料編 体育・スポーツ関係表/文部省体育局所管法人一覧/保険制度一覧/体育・スポーツ事故判例一覧/事故判例の取り扱い方/保健体育審議会答申等一覧/関係法令等
〒171-0042 東京都豊島区高松 2-8-6 道 和 書 院 TEL (03) 3955-5175
FAX (03) 3955-5102